

酒類を提供する

飲食店等の上下水道料金の支払猶予・減免

申請必要

対象者

大阪市水道局と直接給水契約があり、①か②に当てはまる方

- ① 酒類を提供している飲食店等
- ② 酒類を提供している飲食店等が入居しているテナントビルの管理会社等

対象料金

令和3年1～3月検針分の上下水道料金（おおむね12月～2月使用分）

支払猶予

受付期間：令和2年12月24日～令和3年3月31日

特例減免

受付開始：令和3年4月以降（予定）

売上額の減収率（令和元年と2年の比較）に応じた減免

減収率：50%以上 → 全額減免
：30%以上50%未満 → 半額減免

テナントのビルオーナーや管理会社の方へ

- ・ 減免申請に必要な書類を取りまとめてください
- ・ 入居している飲食店等に減免相当額を還元することが要件です